住所　岡山市中区国富1029番地1
王暁冬　昭和48年2月12日生
住所　名古屋市守山区脇田町714番地
趙東梅　昭和48年8月1日生
王鋭　平成6年4月10日生
住所　川崎市多摩区登戸3115番地
新文瓏　昭和47年1月25日生
住所　東京都多摩市連光寺6丁目23番地22
ハウ・ウェン・チェン　昭和42年4月21日生
住所　大阪市住吉区山之内1丁目25番27号
金美奈　昭和59年7月29日生
住所　大阪市淀川区東三国4丁目3番12号
朴俊奎　昭和50年6月23日生
住所　堺市堺区南三国ヶ丘町5丁3番7号
金浩一　昭和36年3月24日生
金良美　昭和44年2月14日生
金梨央　平成5年11月15日生
金丈煥　平成7年11月5日生
金明奈　平成9年9月23日生
金帷煥　平成12年4月3日生
住所　千葉県浦安市北栄4丁目7番15―106号
孟霊玲　昭和58年10月1日生
住所　福岡市南区玉川町13番8―303号
于暁琳　昭和53年1月24日生
住所　山梨県甲府市下河原町3番41―303号
呂志鉄　昭和47年10月27日生
孫暁蘭　昭和48年7月24日生
呂季嘉　平成9年5月4日生
呂季昊　平成16年5月23日生
住所　北海道小樽市富岡2丁目6番16号
劉佳　昭和64年1月1日生
住所　山梨県甲府市下飯田2丁目7番23号
黄亜輝　昭和40年9月24日生
黄子澄　平成5年3月13日生
黄子豪　平成10年8月18日生
住所　岡山市南区浜野3丁目23番5―2号
于沢　昭和56年9月2日生
住所　佐賀県鳥栖市轟木町1534番地1
高貞娥　昭和43年5月29日生
住所　福岡市東区原田1丁目29番1―701号
王成剛　昭和47年11月15日生
住所　福岡県福津市内殿614番地
ジャクリン・ロレンツ・アレヤノ・ベガ・デ・ヤマシタ　昭和50年1月4日生
住所　東京都新宿区大久保3丁目9番5―1106号
董媛　昭和52年1月21日生
孫城洋　平成13年10月25日生
住所　横浜市神奈川区三ツ沢西町10番4号
梁太一　昭和53年6月13日生
住所　神奈川県大和市下鶴間4375番地2
ハムザウィ・カリーム　昭和55年9月12日生
住所　岡山県赤磐市桜が丘東6丁目6番地103
ヨシノブ・ユリ　昭和40年3月24日生
吉延良太　平成8年1月25日生
住所　大阪市浪速区恵美須西1丁目2番4号
林素琴　昭和51年3月7日生
住所　大阪府東大阪市水走1丁目17番6号
斯琴花爾　昭和52年7月2日生
住所　神戸市中央区二宮町3丁目12番3―705号
孫楽　昭和63年12月7日生
住所　神戸市長田区若松町1丁目3番1号
張雄二　昭和46年6月5日生
住所　神戸市灘区城の下通3丁目8番2―405号
曹隆子　昭和30年10月27日生
住所　兵庫県伊丹市西野3丁目76番地
李金梅　昭和43年5月22日生
曹博斉　平成9年12月5日生
住所　埼玉県鳩ヶ谷市南4丁目28番1号
張麗麗　昭和49年11月1日生
住所　静岡県三島市谷田490番地11
劉慶信　昭和38年8月22日生
張万英　昭和40年3月24日生
劉暁　平成2年8月5日生
劉美琪　平成14年10月11日生
住所　岡山県赤磐市桜が丘東2丁目2番地747
金春美　昭和29年5月14日生
住所　香川県木田郡三木町大字鹿伏358番地1
マリセル・アキノ・モリカワ　昭和49年9月25日生
住所　東京都港区芝浦3丁目5番25号
森川由美　昭和23年12月30日生
住所　宮崎市城ケ崎2丁目15番地9
鄭陽二　昭和48年3月4日生
住所　東京都品川区南品川5丁目3番3号
張愛慶　昭和55年9月6日生
住所　埼玉県鴻巣市新宿1丁目195番地2
ジェゴ・プロフィリオ・マリサウ　昭和63年1月8日生
住所　神戸市兵庫区切戸町6番28―501号
金教稔　昭和54年1月19日生
住所　相模原市緑区橋本6丁目6番10―522号
周婷婷　平成元年3月21日生

○外務省告示第三百九十八号

平成二十二年八月二十六日にイスラマバードで、ファイサラバード上水道拡充計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ファイサラバード上水道拡充計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　七億九千九百万円
3　贈与の供与期限　平成二十五年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　渥美千尋在パキスタン大使
パキスタン側　ハリーム・ファザル・シブテン経済・統計省経済担当次官

平成二十二年九月八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○外務省告示第三百九十九号

平成二十二年八月二十六日にイスラマバードで、ラホール市下水・排水機材緊急復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ラホール市下水・排水機材緊急復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十二億二千三百万円
3　贈与の供与期限　平成二十六年九月三十日まで
4　署名者
日　本　側　渥美千尋在パキスタン大使
パキスタン側　ハリーム・ファザル・シブテン経済・統計省経済担当次官

平成二十二年九月八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人

○財務省告示第三百一号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年八月二日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年九月八日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　国庫短期証券（第百二十五回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆四千四百九十一億円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千八百四十八億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　四兆四千四百七十八億四千八百二万六千五百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千八百四十六億九千百八十七万千二百円